

# こども医療費支給制度【令和6年10月1日から】

～ こどもが医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を支給する制度です～

こどもの年齢等	支給対象	自己負担額
0歳～ 18歳 (高校3年生相当)	・通院 ・入院 ・保険薬局での調剤 ・補装具等	・通院 1 医療機関につき 1 日 500 円/月 4 日を上限 ・入院 1 医療機関につき 1 日 500 円/月 14 日を上限 ※上限日数を超える通院・入院、保険薬局での調剤及び補装具等に自己負担はありません。

※ 日本スポーツ振興センターの給付対象（学校・保育所・幼稚園等の管理下（登下校時を含む）での傷病）で、本受給者証を提示して受診した場合は、その旨を同センターの給付請求をする際に必ず申し出てください。重複して給付を受けることは出来ませんのでご注意ください。

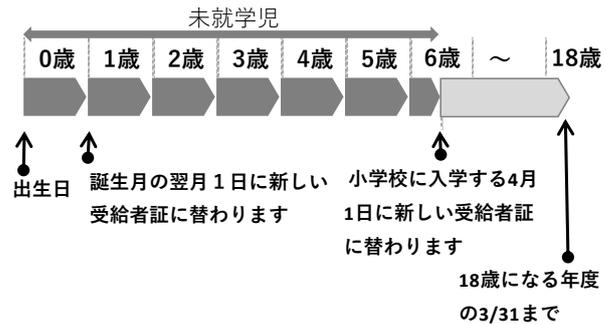
※ 200床以上の病院での紹介状なしの初診、健康診断、予防接種、歯列矯正、室料差額、おむつ代などの保険診療外のものや、入院時の食事療養費は対象外です。

## 【申請に必要なもの】

- ・こどもの健康保険証 ・申請者の顔写真付き本人確認書類
  - ・申請者が国外から転入し、所得状況が確認できない場合は、パスポート
  - ・申請者が市外在住の場合は、申請者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ※必要書類が揃わない場合でも、**出生・転入から14日以内に必ず手続きをしてください。**

## 【受給者証の有効期間・更新】

- ・小学校就学前：申請日から次回の誕生月の月末まで  
※6歳は、小学校就学前の3月31日まで  
（4月1日以降は、新たな受給者証を送付します。）
- ・小学校就学後：申請日から18歳になる年度の3月31日まで  
※1日生まれは、誕生月の1日から新しい受給者証に替わります。



## 【変更の届出】

住所や健康保険証、こどもを扶養する方が変わった場合は、届出が必要です。

## 【償還払（医療費の払戻し）】

受給者証の有効期間内において、次の場合に支払った医療費の償還（払戻し）ができます。

- ・受給者証が交付されるまでに支払った医療費
- ・県外で受診した際に支払った医療費
- ・治療用装具を購入して支払った費用

※ 予防接種や健康診断など保険適用外の医療費や、食事代、一部負担金該当分（1医療機関につき1日500円以下）などについては払戻しできません。

## 【償還払に必要なもの】

- こども医療費受給者証（旧：乳幼児等医療費受給者証）
  - 受診したこどもの健康保険証
  - 通帳など（受給者証に記載された保護者名義の口座番号などが確認できるもの）
  - 領収書（領収額・受診者氏名・保険点数が記載されているもの）
- <10割負担、治療用装具、高額療養費に該当する場合>
- 健康保険証の発行機関から医療費の還付額の支給決定額やその内訳が確認できる「支給決定通知書（※）」など  
※健康保険証の発行機関によっては、「支給証明書」など、名称が異なる場合があります。
- また、世帯合算の場合は、対象者ごとの内訳の明記が必要となります。

<治療用装具に該当する場合>

- 「医師の診断書（意見書）」と「装着証明書」

※申請内容によっては、その他の書類等の添付が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：東広島市こども未来部こども家庭課（082）420-0941